

展覧会のお知らせ

JSGAA 日本ステンドグラス作家協会 第2回作品展

会場 日本基督教団銀座教会・東京福音センター内
「ギャラリーアガペー・ギャラリーエルピス」
〒104-0061 東京都中央区銀座 4-2-1

期間 2011年7月5日(火)~10日(日)

協会員以外の方からの出展も予定しております。
詳しくは2月の実行委員会以降に決定します。
お問い合わせは下記までお願いします。

JSGaA 第2回展企画実行委員長 林 晶子 (A工房)
TEL&FAX 03-3339-3117



ホームページのご案内

アドレスはこちら

<http://jsgaa.org/>

会員のホームページにもリンクしています。

会員を募集しております

JSGAAの活動に興味をお持ちの作家さんを募集いたしております。
みなさまの周りでJSGAAの活動に興味をお持ちの作家さん、キラリと光る作品作りで評判の作家さんをご存知の方は是非お声をかけてみてください。
事務局に必要書類がございます。お気軽にお問い合わせ下さい。

編集後記

気分も新しく



年末、やっぱり手に付かなかったアトリエの大掃除。雪は降るし寒くて初詣に出かける気分にもなりません。お正月くらいのおんびりすればよいものをこれといった予定もない貧乏性の私ときたら、案の定アトリエに潜り込んで注文のパネルの制作や雑用をやっている始末。新年を迎えても特に何かが変わるわけではないということなのではないでしょうか。とはいえ、年賀状に一枚一枚目を通し、新年のご挨拶を交わしているうちに「さあ、今年もがんばらなくちゃ！」という気分になってきます。いつの間にか2011年はスタートしました。



本協会への入会、お問い合わせは事務局及び各会員まで
お願いします。

発行日 2011年1月1日
発行者 日本ステンドグラス作家協会
(事務局) 〒165-0034 東京都中野区大和町 3-20-1-701
林 晶子 (A工房)
編集者 〒841-0004 佐賀県鳥栖市神辺町 1589-3
櫻井 由美 (ステンドグラススタジオ Y's COMET) Tel.0942-84-5546

日本ステンドグラス作家協会

Japan Stained Glass
Artist's Association

日本ステンドグラス作家協会

会報誌

JSGaA

第5号
第5号

2011年1月 Vol.5



みやび Mineko Kitada

活動報告

第2回作品展(東京展)の打合会議を開催

2010年10月28日(木)、実行委員会による第2回目の打合せ会議が開かれました。詳しい内容については既に報告書が送られております。ご参照下さい。

次回の会議は2月10日(木)の予定です。

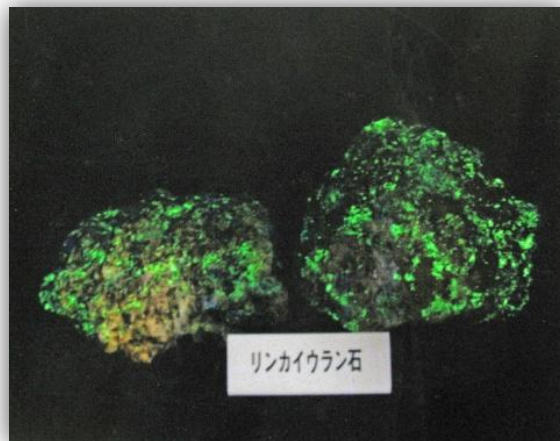
レポート

妖精の森ガラス美術館(ウランガラス)レポート

日本に世界で初めてのウランガラス専門の美術館があることをご存知ですか？

「妖精の森ガラス美術館」という名で岡山から鳥取に抜ける街道筋にあり、世界のウランガラスが展示してあります。

ウランと聞くと怖いという印象がありますが、ウランガラスとは、ガラス原料に着色剤として微量のウランを混ぜたもので、黄緑色に発色し紫外線が当たると人の目に最も敏感で綺麗な緑色の蛍光を放ちます。これはウラン原子が紫外線のエネルギーを吸収し元に戻るときに緑色に見える光をだすため、太陽光が当たるとその紫外線で大変綺麗に輝きます。ガラスに含まれているウランの量は極微量で、放射能は弱く、全く人体への影響を心配する必要がないとのこと。



リンカイウラン石

1830年代にボヘミアで生産が始まり、生地的美しさが話題を呼んで19世紀の間にイギリス・フランス・ドイツ・イタリアなどヨーロッパ各地で広まり、19世紀半ばにはアメリカに伝わりました。第二次世界大戦でその製造が途絶えるまで、世界中で人々に最も人気のあった色ガラスとして、日本でも明治の初期に近代的なガラスの製法とともに着色剤としてウランが導入されました。大正から昭和の始めにかけては食器・酒器・時計・照明具などが盛んに作られました。意外に古くから欧米や日本で生活の中にウランガラスが親しまれていたことを、私は知りませんでした。

人形峠でウラン坑道を見学する機会もあり、神秘的な光を放つリンカイウラン石の何て素晴らしかったこと、とても感激しました。妖精の森ガラス美術館の工房では、人形峠産のウランを使い純国産のウランガラスで花瓶・ペーパーウェイト・ワイングラス・アクセサリなど制作しています。一度足をはこんでみてはいかがでしょうか。

文章・写真

船越文恵

(アトリエF)



電気用品安全法に関して

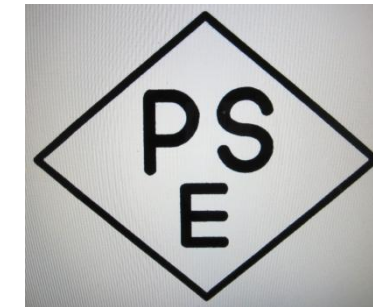
平成18年4月に改正された電気用品安全法(通称PSE法)の施行以降、PSEマークのない電気用品の販売はできなくなりました。ステンドグラスに携わる私たちにとって大変身近な法律でもあります。

あれから約5年、ちょっと意識も薄れて油断してはいませんか？既にこの法律について十分な知識を持って対応している方もこれで良かったかしらと自信のない方もこの機会にもう一度、業務内容の確認をしてみてもいいでしょうか？そこで先ずはおさらいから。

私たちは、ランプを作って電気配線し販売する場合、電気製品製造事業者としてPSEマークを付けなくてはなりません。これは電気用品安全法の法定義務を履行し

た届出事業者が、自ら製造・輸入した電気用品に表示を行うものであり、表示をした電気用品でなければ販売できない制度だからです。

PSEマークには2種類あります。特定電気用品(コード、ソケット、スイッチ等)に表示する菱形のマークと特定電気用品以外(スタンド等)に表示する丸形のマークです。サイズや色は自由です。私たちに関係するのは特定電気用品以外ということになります。



(特定電気用品)



(特定電気用品以外)

では具体的にどうすればよいでしょう。

先ず最初に必要なのは電気用品製造事業者の届けを出すことです。事業所(アトリエ)の所在地を管轄する経済産業局の製品安全室に所定の書類を揃えて提出します。提出自体は郵送でもOKです。届け出のための手数料納付等の費用はかかりません。次に製品に貼るラベルを作りましょう。届け出た表示に従って作成します。必ずしも印刷でなくてもよいでしょう。これで準備はできましたね。製品ができたなら自主検査を行います。外観検査、通電検査を行い記録簿に記入します。記録簿は3年間保管します。検査が完了したらシールを添付して終了です。

PSE法については当初は何かと話題になってはいましたが、分かりづらい点も多いかと思います。また、法律の改正にも注意しておかなければなりません。大切なことは電気用品を製造する事業者であることを認識した上で、安全な部品を使用し確実に配線し、きちんと確認してから販売することだと思います。

作品をお買い求め下さったお客様にいつも安心してスイッチをいれていただけるよう注意を怠らないようにいたしましょう。



文章・写真

櫻井由美

(ステンドグラススタジオ Y's COMET)